

OKIセミコンダクタと関連企業に強まるローム支配

労働者は消耗品扱い

ゆるすな

08年10月、OKIの半導体事業が同業のローム社に858億円で買収され、日本初の半導体事業丸ごと買収と話題になりました。今、問題になっているのは、買収したローム社が利益のために行う人権を無視した矢つぎばやの「合理化」。OKIセミコンダクタと関連企業の労働者はローム社の消耗品扱いで既得権益が次々と奪われています。

OKI篠塚社長の売却の説明
「この分社化・売却は皆が
ハッピーになる」

ローム社の主導で・・・
販売のOKIデバイスや設計などのOKIテクノロジユ、OKIマイクロデザイン等の解体

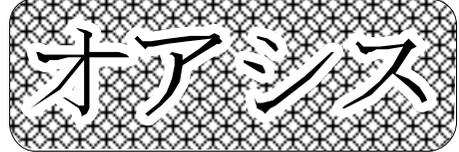
08年11月、
ローム社の営業利益が285億円
と減益になるので
OKIセミコンダクタ
グループで約6000人の削減

09年2月13日
ローム社の営業利益がゼロになり
そのなので・・・
延べ13日の休日設定
賃金60%補償

09年2月17日新たな合理化提示
OKIセミコンダクタの営業損益が
130億円に拡大するので
OKIセミコンダクタ(本体・
八王子)の解体・分散と、
約700人の人員削減

ローム社支配は
ゆとり削除で人間の機械化
パソコンのゲーム機能など削除
屋外の休憩用ベンチの削減
4月からは全構内の全面禁煙実施
交換用シャープ芯の庫だしは1本から
昼休みは消灯で暗闇・エアコンも停止
エレベーターも一基間引き
出張は原則禁止

《八王子・約1500人は
人員削減後には分散》
・生産本部 当面八王子、新横浜、宮崎、浜松
・開発本部 宮崎、つくば、新横浜、八王子
・営業本部 閉鎖
・管理・直轄 宮崎、ローム本社(京都)
・本社機能は宮崎へ



2009年
2月5号

OKIセミコンダクタの職場を明るくする会
東京都港区三田3-2-20 TEL 03-3455-6006
<http://oak47-02.web.infoseek.co.jp>

職場新聞「オアシス」はOKIセミコンダクタと
関連企業の職場新聞です。東京のオアシスとして世界
に誇る高尾山が身近にあることから命名しました。

正規・非正規を問わず、非道な解雇攻撃に反対しましょう
だれもが将来に希望を持って生きることができると
連帯の力を大きくしましょう

会社は解決引き伸ばしを止め 直ちに職場に戻せ

トラブル防止の
厚生労働省基準
にも違反
契約更新時には
更新の有無を書面
に明示することが
望ましい。

OKIセミコンダ
クタ多摩は有無を
明示せず書面もな
い。一方的な不当
解雇です。

雇止めの予告は
30日前にしなけ
ればいけない。
OKIセミコンダ
クタ多摩はしてい
ない。
労働組合と会社と
の団体交渉でも
「本人が同意した
退職だ」と強弁を
続ける会社に道理
はありません。

OKIセミコンダクタ(親会
社・ローム)の子会社で正社員
にする約束で契約を重ねて2
年5ヶ月働いていた男性(35
歳)が、08年末に理由も明示
されず解雇された事件。
日本金属情報機器労組に加盟
して八王子地裁で係争中。



OKIセミコンダクタ多摩
臨時社員不当解雇撤回闘争とは

提案不備

ゆるすな ローム社の横暴 がんばれ! OKIセミコンダクタ労組
一方的な解雇や労働条件の変更は認められない

2月17日に突然提案さ
れた「新たな合理化」
(表面参照)は、OKI
セミコンダクタの従業員
だけではなく、労組上部
団体のUIゼンセン同盟
(約100万人)でも驚
きが広がっています。

2月20日には本部に
「対策委員会」が設置さ
れ23日に、OKIセミ
コンダクタに対して4点
の回答要求と経営資料・
指標の開示を求めました。
どの内容も当然の疑問
点なので要約して紹介し
ます。

合理化施策回避への
具体的措置
経営責任の明確化
提案の目的と理由、
妥当性、雇用確保の
施策、雇用に対する
責任
経営再建策とその
後のビジョン

経営不振を理由にした解
雇を行うには厳しい整理
解雇の4要件が必要です
整理解雇の必要性
解雇回避の努力
整理基準と
人選の合理性
労働者と協議をつくす

親会社ロームと
OKIセミコンダクタ
は社会的責任を果たせ

ローム社は資金豊富だ
から投資買収したのです。
08年12月期の決算は、
内部留保金は電機関連で
はダントツの7933億
円(資本剰余金や利益剰
余金などの溜め込み)
お金の流れを表すキャ
シュ・フローでは現金及
び同等物が約2500億
円もあります。OKIは
ロームにOKIセミコン
ダクタを売却してやっと
604億円です。

ローム社とOKIセミ
コンダクタの経営は一体
です。あえてOKIセミ
コンダクタの赤字を取り
出し、買収後1300人
以上もの解雇を強行する
ことは、企業モラルに反
する暴挙です。世界不況
のドサクサに乗じた「合
理化」を「ハイ 分かり
ました」とは言えません。

労働基準法

1条 労働条件は労働
者が人たるに値する生
活を営むための必要を
充たすものでなければ
ならない。(略)

2条 労働条件は労働
者と使用者が、対等な
立場において決定すべ
きものである。

原則を忘れず団結して
がんばりましょう

UIゼンセン同盟本部にOKIセミコン合理化対策本部 「合理化」計画に待った